3　前二項の規定は、法第百九十三条第二項において準用する法第百六十七条の十七第一項の規定により同項第一号に定める申立てをしたものとみなされる場合における法第百九十七条第二項の規定による財産開示手続の申立書について準用する。

4　法第百六十七条の十七第一項の規定により同項第二号に定める申立てをしたものとみなされる場合における法第二百六条第一項の規定による第三者からの情報取得手続の申立書には、第百八十七条第一項各号に掲げる事項のほか、第一項各号に掲げる事項を記載しなければならない。

5　前項の規定は、法第百九十三条第二項において準用する法第百六十七条の十七第一項の規定により同項第二号に定める申立てをしたものとみなされる場合における法第二百六条第二項の規定による第三者からの情報取得手続の申立書について準用する。

（法第百六十七条の十七第二項の規定による裁判を告知すべき者の範囲等）

第百九十五条　第百八十八条の規定は法第百六十七条の十七第二項（法第百九十三条第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による裁判について、第百九十二条の規定は当該裁判により命じられた情報の提供について準用する。この場合において、同条中「同項」とあるのは「法第百六十七条の十七第三項において準用する法第二百八条第一項」と、同条第二項中「同条第二項」とあるのは「法第百六十七条の十七第三項において準用する法第二百八条第二項」と読み替えるものとする。

（法第百六十七条の十七第二項の規定による裁判がされた場合における申立ての取下げの通知等）

第百九十六条　第百九十三条第一項の規定は、法第百六十七条の十七第二項の規定による裁判がされた場合において法第百九十七条第一項又は第二項の申立てが取り下げられたときについて準用する。この場合において、第百九十三条第一項中「法第二百八条第一項に規定する決定」とあり、及び「法第二百五条第一項又は法第二百六条第一項若しくは第二項の申立てを認容する決定」とあるのは「法第百六十七条の十七第一項若しくは第二項の申立てを認容する決定」と、同項第三号中「同項に規定する決定」とあり、及び「法第二百五条第一項又は法第二百六条第一項若しくは第二項の申立てを認容する決定」とあるのは「法第百六十七条の十七第二項（法第百九十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による裁判」と読み替えるものとする。

2　第百九十三条第二項及び第三項の規定は、法第百六十七条の十七第二項の規定による裁判について準用する。この場合において、第百九十三条第二項中「法第二百十一条」とあるのは「法第二百三条」と、同条第三項中「同項に規定する決定」とあり、及び「法第二百五条第一項又は法第二百六条第一項若しくは第二項の申立てを認容する決定」とあるのは「法第百六十七条の十七第二項（法第百九十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による裁判」と読み替えるものとする。

（財産開示手続等の結果の通知等）

第百九十七条　法第百六十七条の十七第一項の規定により同項各号に定める申立てがされたものとみなされた場合において、法第百九十七条第一項の申立てに係る手続の実施又は法第百六十七条の十七第二項の規定による裁判若しくは法第二百六条第一項の申立てを認容する決定がされたときは、当該手続の実施又は当該裁判若しくは決定をした執行裁判所の裁判所書記官は、法第百六十七条の十七第一項各号に定める差押命令の申立てに係る事件の係属する執行裁判所の裁判所書記官に対し、執行力のある債務名義の正本を送付するとともに、債務者（債務者に法定代理人がある場合にあつては、当該法定代理人）が開示した債権（法第二百六条第一項各号に規定する債権に限る。）に関する事項又は法第二百六条第一項各号に定める事項（次条において「開示事項等」という。）を通知するものとする。ただし、当該差押命令の申立てに係る事件が申立ての取下げその他の事由により完結したときは、この限りでない。